

## 「道の駅災害対策用衛星通信電話」に関する協定書

北海道開発局札幌開発建設部長（以下「甲」という。）と石狩市長（以下「乙」という。）は、災害時における道の駅石狩「あいろーど厚田」の防災機能向上を図るため、道の駅災害対策用衛星通信電話（以下「衛星電話」という。）に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、衛星電話の使用及び維持管理等に関する事項を定め、災害発生時の道の駅における通信機能を確保し、被災情報の提供並びに復旧作業の迅速化を図ることを目的とする。

### （衛星電話の貸与）

第2条 甲が購入した衛星電話を乙へ貸与するものとし、乙は貸与された衛星電話を道の駅に常備し、常時使用できるよう適切に保管すること。なお、衛星電話の仕様、数量等は別紙のとおりとする。

### （財産の帰属）

第3条 衛星電話は、甲の財産として帰属するものとする。

### （衛星電話の使用等）

第4条 乙は、災害発生等の緊急時に一般電話、携帯電話が不通になり、道の駅が防災拠点になった場合に限り、防災拠点での行政機関や医療機関との連絡手段として衛星電話を使用することができる。使用時には、乙はあらかじめ甲の承諾を得ることとするが、通信機能が確保できずに連絡が不可能な場合は事後報告すること。なお、甲及び乙は、事務手続等を別紙資料1により行うこととする。

2 衛星電話の使用については甲が優先であるが、緊急性に応じ、甲、乙協議の上、乙が優先的に使用することとした場合は、この限りではない。

3 乙は、衛星電話の使用に当たって、慎重かつ適正に取り扱うこととする。

4 乙の使用により衛星電話に故障、損傷が生じた場合は、乙の責により修理を行うこととする。

### （衛星電話の維持管理）

第5条 衛星電話の維持管理（基本料金、通話料金、保守点検、修理、移設、交換）に要する費用は、甲が負担することとする。

2 乙は、必要に応じ次に掲げる管理を行うものとする。

（1）衛星電話の作動確認（1か月の無料通話の範囲内で1回/月）

（2）衛星電話の充電（過充電にならないように、作動確認時に1回/月）

3 乙は、衛星電話に異常を確認した場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

(衛星電話の設置期間)

第6条 第2条の規定に基づき甲が設置した衛星電話の設置期間は、設置した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも申出のないときは、この期間を1年間延長し、その後も同様に扱うものとする。

(協定の解除)

第7条 甲及び乙は、必要に応じ、協議の上この協定を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により協定を解除したときは、甲の負担により衛星電話の撤去を行うものとする。

(協定外の事項)

第8条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月15日

甲 国土交通省 北海道開発局  
札幌開発建設部長 鈴木 亘

乙 石狩市  
石狩市長 加藤 龍幸